

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十一号を、令和八年一月二
十七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の
解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数
は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、〇九三人
鳴門	一五、二八六人
小松島・勝浦	一一、六八七人
吉野川	一〇、七〇四人
阿南	一九、一五五人
阿波	九、七三一人
馬	九、五九〇人
美波	六、四二九人
那賀	二、〇六一人
西部	八、二二二人
西	五、〇二八人
板野	二六、九一〇人
三好第二	三、七〇九人